

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1323号)

平成27年11月19日

横情審答申第1323号

平成27年11月19日

公立大学法人 横浜市立大学

理事長 二見 良之 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成26年11月13日福学第1117号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「存在する限り全て 監察医務における、中毒死・自殺の血中の薬物を検出したデータ、中毒者・自殺者の薬物血中濃度、中毒者・自殺者の血液検査、心臓疾患や肺炎といった身体疾患で亡くなっている方のうちの薬物中毒者のデータ、検出された医薬品のデータ、その他、薬物で亡くなった方の監察医務結果全て。なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否の部分については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報を廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、当該情報の保存期間および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象文書に含めます。」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

公立大学法人横浜市立大学が、「存在する限り全て 監察医務における、中毒死・自殺の血中の薬物を検出したデータ、中毒者・自殺者の薬物血中濃度、中毒者・自殺者の血液検査、心臓疾患や肺炎といった身体疾患で亡くなっている方のうちの薬物中毒者のデータ、検出された医薬品のデータ、その他、薬物で亡くなった方の監察医務結果全て。なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否の部分については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報を廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、当該情報の保存期間および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象文書に含めます。」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「存在する限り全て 監察医務における、中毒死・自殺の血中の薬物を検出したデータ、中毒者・自殺者の薬物血中濃度、中毒者・自殺者の血液検査、心臓疾患や肺炎といった身体疾患で亡くなっている方のうちの薬物中毒者のデータ、検出された医薬品のデータ、その他、薬物で亡くなった方の監察医務結果全て。なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否の部分については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報を廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、当該情報の保存期間および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象文書に含めます。」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、公立大学法人横浜市立大学（以下「実施機関」という。）が平成26年10月14日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

監察医務については、監察医の設置主体は都道府県であって、都道府県知事から囑

託を受けた医師個人が監察医としての業務を行うものであり、実施機関として監察医解剖は行っていない。よって、監察医解剖に係る事務は、都道府県において行われており、実施機関では行っていないことから、本件申立文書は作成しておらず、神奈川県から取得もしておらず、保有していないため、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件申立文書を全部開示するとの決定を求める。
- (2) 実施機関の情報の検索は不十分であり、又は本件申立文書を条例に規定される請求の対象外であるとするのが不当である。鑑定書の作成取得に至る経緯やその記載内容や文書の性質からして、公文書に該当する。

本件は、個別の事件について鑑定書等自体を開示請求したわけではなく、監察医務記録や鑑定書等に記載された薬物関係のデータの部分を一切開示請求したのである。検体個人の氏名や住所といった個人を識別できる情報を除いて、性別や年齢を含めて全てを開示すべきである。現に、監察医制度が現存する東京23区・大阪市・名古屋市・横浜市・神戸市のうち、2つの自治体では監察医務記録をあらかじめ公開しており、別の自治体でも情報公開請求によらず問い合わせれば監察医務記録を情報提供している。

- (3) これらのことから、本件申立文書は、条例第7条第2項第1号から第6号までのいずれにも該当しない。また、たとえ該当したとしても、同項第2号ただし書アからウまで及び第3号ただし書の全てに該当する。そして、法律や慣例としても公になっているとも言える。眠剤・向精神薬に関するものである本件申立文書は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報に該当する。
- (4) たとえ、実施機関が、職員が監察医務記録や鑑定書等を作成した時間帯は、休暇取得中や勤務時間外であること又は非常勤の公務員であることを理由にして個人の活動であると主張するとしても、当該職員の監察医務記録や鑑定書作成業務は正に公務そのものであり、個人の活動ではない。記載内容及び性質は、当該職員が公務員から行政文書によって法医学という職務を執行するよう命じられた行為であり、当該職員は公的立場で解剖を行ったのである。

さらに、神奈川県においては、司法解剖などを始めとする解剖を、横浜市の開業

医1人に事実上任せきりにし、解剖の質の低下と、それによる犯罪死の見逃しにつながりかねないと懸念されている旨の報道がなされており、この事実を隠蔽する意図があるのではないかと疑われても不思議ではない。

また、監察医務記録や鑑定書作成が死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）の規定に依拠する限り、刑事訴訟に関する書類として一律に条例の適用対象外とすることはできないだけでなく、明らかに行政文書である。

- (5) 監察医務記録や鑑定書等は、法医学的立場からの公的見解を陳述した文書であり、執刀者の肩書の表示など公務性の外観を自らが押し出して公的な資金から対価・報酬を得ているはずである。職員が常勤又は非常勤であることにかかわらず、解剖医・執刀医という職位を表示して行った活動については、そのことについてのプライバシー保護を放棄したものとみなすべきである。

監察医務記録や鑑定結果に基づいて制作された統計等は公開されており、個人が特定できない範囲で薬物関連の情報を開示しても、プライバシー情報の新規の開示という側面は無いに等しく、当該執刀医の個人の権利利益は、非開示という保護には値しないものというべきである。

- (6) 国の情報公開法の考え方によれば、薬事等の衛生監視は、刑事訴訟に関する書類には該当しないと明記してある。本件の場合、処分庁が認めるように、監察医務記録等が存在すること自体は公になっているのであるから、被解剖者の氏名や住所といった個人情報欄だけを非開示とするならともかく、本件処分のように、請求対象外と判断することは条例の趣旨に反し不適切であり、違法である。

国民は、精神医療の権限を精神科医に付託している以上、医療権の濫用を監視する責務を負っており、精神医学とその実践としての精神医療に対して批判を加えることは、国民の権利である以前に国民の義務とさえ言える。すなわち、精神科医の活動は、主権者からの不断の審判を受ける。横浜市立大学もその除外例ではない。

- (7) 本件請求内容は、一般に法医学の本でも公開されており、大学図書館や公共図書館でも所蔵が見られる。本件申立文書が開示されても個人の権利利益を害する客観的具体的なおそれがあるとは言えず、個人名等を伏せた薬物関連のデータを開示すべきである。

医療過誤や薬害に対する国民の関心も大変に高まっている。本件請求は現在の医療被害・薬害という人権問題を調査して被害者を救済するために行ったものであり、本件申立文書を開示することは、薬害被害者個人、家族、遺族の権利利益や公益に

も資することとなる。

- (8) ある自治体では、死体解剖保存法ができてからの解剖の記録が全て保存されている。そのほかの自治体でも、40年前の3年保存文書や、30年前の10年保存文書が開示されたことがある。申立人が調査した文献には、昭和38年の実施機関での解剖の実績が記載されているのであるから、実施機関は、解剖の実績があるときの文書を開示すべきである。

5 審査会の判断

(1) 監察医制度について

監察医制度は、死因不明の死体を検案し、又は解剖して死因を明らかにすることにより、公衆衛生の向上等に資することを目的として昭和22年に設立されたものである。

死体解剖保存法第8条では、政令で定める地を管轄する都道府県知事は、その地域内における伝染病、中毒又は災害により死亡した疑いのある死体その他死因の明らかでない死体について、その死因を明らかにするため監察医を置き、これに検案をさせ、又は検案によっても死因の判明しない場合には解剖（以下「行政解剖」という。）させることができると規定している。監察医を置くべき地域を定める政令（昭和24年政令第385号）では、東京都の区の存する区域、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市が監察医を置くべき地域と定められている。

これらの地を管轄する都府県知事は、死因不明の死体について、監察医に解剖等を行わせることができる。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、実施機関が保有する、監察医による死体の検案又は解剖の結果のうち薬物が関わる行政文書の全てである。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書は作成しておらず、保有していないと説明しているため、当審査会では、平成27年6月18日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 実施機関では監察医の嘱託は平成26年度から受けておらず、平成27年度には、神奈川県は監察医を嘱託することを取りやめているため、現在では実施機関に在籍する医師の中に、監察医の嘱託を受けている者はいない。

医師が嘱託を受ける場合には、医師は、実施機関に対して兼職許可申請書を

提出し、県の非常勤職員として事務を行うことになる。また、県から実施機関に対しては、嘱託に当たり兼職を許可するよう依頼がある。

(イ) 実施機関としては、監察医による解剖等は県の事務であり、医師の兼職手続以外に実施機関として関与しないことから、本件申立文書は作成しておらず、又は県から取得しておらず、保有していないため非開示とした。

(ウ) 平成25年度までは、実施機関に在籍する医師が監察医の嘱託を受けていたが、実態として、行政解剖を実施していた医師が平成10年度末に退職してからは、実施機関に在籍する医師が監察医として行政解剖を行った実績はなく、それまでの実績も不明である。

念のため行政解剖が行われていた法医学教室において、本件申立文書の探索を行ったが、該当する文書は発見できなかった。

よって、仮に本件申立文書が実施機関の保有すべき行政文書であったとしても、現に存在しておらず、保有していない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 実施機関に在籍する医師が監察医の嘱託を受ける際には、兼職許可申請書を実施機関に提出し、平成16年度までは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条に定める兼職の許可を受け、また公立大学法人となった平成17年度からは内部規程である公立大学法人横浜市立大学職員兼業規程に定める兼職の許可を受けている。

このため、実施機関に在籍する医師が監察医務を実施するときには、実施機関の職員としてではなく、兼職先である県の職員として事務を行うことが認められる。

そうすると、県から嘱託を受けた医師が監察医として作成する文書は、県の保有する文書ということになる。仮にこれらの文書が法医学教室に所在する場合でも、当該医師が作成する文書は、県に提出すべき文書であり、実施機関の保有する行政文書であるとは言えない。

また、県から実施機関が本件申立文書を取得すべき特段の事情もない。

よって、本件申立文書は作成しておらず、又は県から取得しておらず、保有していないという実施機関の説明は、是認できる。

(イ) また、本件申立文書が実施機関の組織共用文書として存在している可能性がないかという点について検討すると、実施機関は、本件申立文書が現に存在し

ておらず、保有していないとも説明している。

その理由の一つとして、監察医として嘱託を受け、行政解剖を実施していた医師が平成10年度末に退職したことを挙げており、その後は行政解剖の実績がないとのことである。

実施機関に在籍する医師が監察医の嘱託を受けてはいたが、平成10年度より後に実際に行政解剖が行われていない以上、平成10年度より後に本件申立文書が作成されておらず、実施機関が保有していないことは明らかである。

次に、平成10年度以前に作成された本件申立文書の存否について検討する。

当審査会において、平成10年度の市大事務局（当時）の行政文書分類表（課等別）を見分したところ、行政解剖又は監察医務に係る行政文書の分類の存在を確認することはできなかった。このことから、当時から行政解剖又は監察医務が、実施機関の説明にあるとおり実施機関の事務としては行われていなかったことを推認することができる。

また、経費の精算、施設の管理といった文書で、行政解剖を実施したことを推認させる文書が作成されていたとしても、本件請求時点で平成10年度から10年以上が経過しており、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）の基準に照らして、既に廃棄されていると考えられる。

実施機関が法医学教室を探索し、本件申立文書を発見できなかったことも含めて勘案すると、平成10年度以前に実施された行政解剖についての本件申立文書を、実施機関が保有していないという説明は是認できる。

(ウ) したがって、実施機関が本件申立文書を現に保有していないことが認められ、そのほかに本件申立文書の存在を推認させる事情もない。

(エ) その他、申立人は縷々主張するが、いずれも当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年11月13日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成26年11月20日 (第178回第三部会) 平成26年11月27日 (第259回第一部会) 平成26年12月12日 (第262回第二部会)	・諮問の報告
平成27年1月5日	・異議申立人から意見書を受理
平成27年3月10日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成27年5月21日 (第184回第三部会)	・審議
平成27年6月18日 (第185回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成27年7月23日 (第186回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成27年8月27日 (第187回第三部会)	・審議
平成27年9月17日 (第188回第三部会)	・審議
平成27年10月15日 (第189回第三部会)	・審議